

返戻金制度に関する事項に係る情報提供

当社は、当社の紹介した求職者が就職後 3 か月以内に自己の責めに帰すべき事由により退職した場合、次の通り人材紹介料を返戻する制度を設けています。

ただし、求人者との個別の契約において、次の条件とは異なる取決めを行う場合があります。

- | | |
|----------------------|--------------|
| ①入社後 1 か月以内に退職 | 人材紹介料の 5 0 % |
| ②入社後 1 か月超 2 か月以内に退職 | 人材紹介料の 3 0 % |
| ③入社後 2 か月超 3 か月以内に退職 | 人材紹介料の 1 5 % |

以上